

二 入營者職業保障法關係

## 入營者職業保障法

(昭和六年四月二日法  
律第五十七號)

改正 昭和十三年四月一日法律第六十一號(イ)

第一條 何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ヘ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入營（應召ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ命ゼラレタル者又ヘ入營ヲ命ゼラルコトアルベキ者ニ對シ其ノ故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ爲スペカラズ

第二條 雇傭者ヘ入營ヲ命ゼラレタル被傭者ヲ解雇シタルトキ又ヘ被傭者ノ入營中雇傭期間ノ満了シタルトキヘ其ノ者ガ退營（入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム）シタル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス但シ左ノ各號ニ掲グル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ヘ現ニ左ノ各號ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ヘ此ノ限ニ在ラズ

一 被傭者ガ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテヘ二年、海軍ニ在リテヘ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

二 被傭者ガ第二項ニ規定スル通知ヲ爲サズ又ヘ雇傭者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務

ニ就クベキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ故ナク二十日以内ニ労務ニ就カザルトキ

三 被傭者ガ疾病又傷痍ニ因リ勞務ニ堪ヘザルトキ

四 被傭者ガ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ

五 被傭者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ

六 雇傭ノ目的タル事業ノ廢止、終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準ズル事由アルトキ雇傭者及被傭者ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第一項各號ニ掲グル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被傭者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以内ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ズ

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ與フベキ勞務及給與ヘ少クトモ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前ノ勞務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキヘ之ト異ル勞務及給與ヲ與フルコトヲ妨ゲズ(い)

第四條 前二條ノ規定ヘ入營ヲ命ゼラレタル被傭者ガ解雇セラレザル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條 前三條ノ規定ヘ雇傭者ガ當時三十人以上ノ被傭者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス(い)  
第五條ノ二 職業紹介事業ヲ行フ行政廳（船員職業紹介法第三條第二項ノ規定ニ依リ船員職業紹介事業ヲ行フ者ヲ含ム）ヘ退營者ニシテ原職ナキモノ又ハ原職ニ復歸スルコト困難ナリト認ムモノノ職業紹介ニ付テヘ被傭者ヲ求メントスル者ニ對シ其ノ被傭者タルニ適スト認ムル退營者ヲ優先シテ雇傭スルコトヲ慾漬スルコトヲ得(い)

前項ノ規定ヘ退營者ガ退營シタル日ヨリ三月ヲ經過シタル場合ニヘ之ヲ適用セズ(い)

第六條 當該官吏又ハ公吏ヘ第二條乃至第五條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキヘ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズルモノノ被傭者ニシテ官吏又ヘ公吏ニ準ジ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

## 附 則

本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和六年勅令第二百六十號ヲ以テ昭和六年十一月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和十三年法律第六十二號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 人營者職業保障法施行令

(昭和六年十月三十日勅令第二百六十一號)

改正

昭和十一年八月二十九日勅令第二百八十七號(い)、昭和十三年三月二十五日勅令第三百三十五號(ろ)

昭和十六年二月一日勅令第三百五十二號(は)、昭和十七年十一月一日勅令第七百八十一號(に)

### 第一條 入營者職業保障法第六條第二項ニ規定スル官吏又ヘ公吏左ノ如シ

一 國ノ被傭者ニ關スル勸解ニ付テヘ當該被傭者ヲ雇傭シタル者ノ直接上級ノ監督官廳又ヘ直接上級ノ部局ノ長但シ朝鮮總督、臺灣總督又ヘ樺太廳長官ノ雇傭シタル者ニ關スル勸解ニ付テヘ朝鮮總督、臺灣總督又ヘ樺太廳長官ノ定ムル官吏

二 道府縣又ヘ市町村ノ被傭者ニ關スル勸解ニ付テヘ當該被傭者ヲ雇傭シタル者ノ直接上級ノ監督官廳又ヘ直接上級ノ部局ノ長

三 前二號ノ適用アル場合ヲ除キ船員法ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テヘ海勞局長(朝鮮船員令ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テヘ朝鮮總督府遞信局長)又ヘ船員法第四十五條ノ規定ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長、鑛業法ノ適用アル鑛夫又ヘ砂鑛業ニ從事スル鑛夫ニ關スル勸解ニ付テヘ鑛山監督局長又ヘ第四號ニ掲グル官吏若ヘ公吏(いは)

四 前三號ニ掲タル者以外ノ被傭者ニ關スル勸解ニ付テヘ地方長官、(東京府ニ在リテハ警視總監)市町村長又ヘ國民職業指導所長(五)(ニ)

第二條 本令中道府縣、市町村又ヘ地方長官、市町村長ニ關スル規定ヘ道府縣、市町村又ヘ地方長官、市町村長ニ准ズルモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十一年九月一日)

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十一年九月一日)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

入營者職業保障法施行規則

(昭和六年十月三十一日  
内務、陸軍、海軍、遞信省令)

改正 (昭和十一年八月二十九日共同)  
(昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號、五)

第一條 被傭者(入營者職業保障法ノ適用アル被傭者ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヘ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テヘ遲滯ナク其ノ旨ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スベシ

一 入營スペキ期日及部隊定マリタルトキ

二 入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテヘ二年、海軍ニ在リテヘ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

三 傷痍疾病其ノ他ノ事由ニ因リ退營後再ビ雇傭セラルコト又ヘ復職スルコトヲ希望セザルトキ

第二條 被傭者ヘ退營豫定期日前三月ヨリ退營後二十日以内(入營又ヘ應召ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル者並ニ臨時退職ヲ命ゼラレタル者ニ在リテヘ退營後二十日以内)ニ左ノ事項ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スベシ

一 退營豫定期日又ヘ退營シタル日

一一 退營後再び勞務ニ就キ得ベキ豫定期日  
三 退營後ノ受信場所

被傭者前項ノ通知ヲ爲シタル後退營豫定期日ニ變更アリタルトキ又ヘ前項第一號及第三號ノ事項ヲ變更スル必要ヲ生ジタルトキヘ遲滯ナク之ヲ雇傭者ニ通知スベシ

第三條 被傭者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ雇傭者ヨリ勞務ニ就クコト能ヘザルトキヘ速ニ其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テレタル日ヨリ二十日以内ニ勞務ニ就クコト能ヘザルトキヘ速ニ其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スベシ

- 一 疾病ニ罹リ又ヘ傷痍ヲ受ケタルトキ
- 二 直系尊屬、妻又ヘ直系卑屬ガ死亡シタルトキ又ヘ重態ナルトキ
- 三 本人ト同一戸籍又ヘ同一世帯内ニ在ル者死亡シ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ
- 四 本人ト同一戸籍又ヘ同一世帯内ニ在ル者重態ニシテ他ニ看護ヲ爲ス者ナキトキ
- 五 本人ノ住家ノ火災、流失又ヘ倒壊其ノ他重大ナル災害ヲ蒙リ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ
- 六 其ノ他前各號ニ掲タル事由ニ準ズル已ムヲ得ザル事由アルトキ

第四條 雇傭者ハ第二條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキヘ遲滯ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ被傭者ニ通知スベシ

- 一 再び勞務ニ就カシメ得ベキ期日
- 二 入營直前ノ勞務又ヘ給與ト異ナル勞務又ヘ給與ヲ與フル場合ニ於テハ當該事項
- 三 其ノ他必要ト認ム事項

第五條 雇傭者ハ入營者職業保障法第二條第一項第二號乃至第六號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ被傭者ヲ解雇シタルトキ又ヘ被傭者ヲ再雇傭シ若ヘ復職セシメ得ザルトキヘ遲滯ナク其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ被傭者ニ通知スベシ(る)

第六條 雇傭者ヘ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監、船員法ノ適用アル船員ニ付テハ所管海務局長)ニ對シ遲滯ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ届出ヅベシ(る)

- 一 被傭者ニシテ入營ヲ命ゼラレタル者アルトキヘ其ノ氏名、住所、勞務及給料
- 二 第四條又ヘ第五條ノ規定ニ依リ通知シタル事項

前項第一號ノ届出ニヘ事業ノ種類及被傭者ノ總數ヲ附記スベシ

第七條 雇傭者又ヘ被傭者ニシテ入營者職業保障法第六條ノ規定ニ依リ勸解ヲ求メントスル者

八 入營者職業保障法施行令ノ定ムル所ノ當該官吏又ヘ公吏ニ書面又ヘ口頭ヲ以テ申出ヅベシ

附 則

本令ヘ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則 (昭和十一年  
内務、陸軍、海軍、遞信省令)

本令ヘ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年  
厚生省令第五十二號)

本令ヘ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス